

雇児発第 1130001 号
平成19年11月30日

市町村長
各 殿
特別区区長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について

次世代育成支援対策交付金の交付額の算定に際しては、以下に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、各事業及び取組内容に応じた基準点数を【別表】評価に対する基準点数表（以下「基準点数表」という。）のとおり定めたのでその旨通知する。
なお、この通知は平成19年4月1日から適用する。

- 1 平成19年11月30日厚生労働省発雇児第1130001号厚生労働事務次官通知「平成19年度次世代育成支援対策交付金の国庫補助について」の別紙「平成19年度次世代育成支援対策交付金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）の3の(1)特定事業については、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、基準点数表の評価1に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。

(1) 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

① 事業内容

すべての乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることを目的とする事業。

ア 対象者

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭

イ 訪問の時期

対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。

ただし、生後4か月までの間に、健康診査や保健指導等により親子の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は対象とする。この場合も、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。

ウ 訪問者

訪問者については、特に資格要件は問わない。

保健師、助産師、看護師の他、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。

ただし、訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修（講習）を行うものとする。

② 実施内容

ア 育児に関する不安や悩みの聴取、相談

イ 子育て支援に関する情報提供

ウ 要支援家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

③ 実施に当たっての留意事項

家庭訪問の実施に当たっては、次の点に留意すること。

ア 出生届や母子健康手帳交付等の機会を活用して、本事業の周知を図るとともに事前に訪問日時の手続きを得るよう、訪問を受けやすい環境づくりを進めること。

イ 訪問者が市町村職員以外の者の場合には、訪問活動によって知り得た情報については、守秘義務を課し、個人情報の保護に万全を期すこと。

ウ 訪問の際は、身分証を提示するなどして市町村からの訪問者であることを明確にすること。

エ 訪問の際は、親子の状態を最優先に考慮しながら話を進めるとともに、受動的な対応を心がけること。母親の体調の状況等によっては再訪問も考慮すること。

オ 訪問の際は、地域子育て支援拠点事業の実施場所一覧表を持参するなど、子育て親子が必要とする身近な地域での様々な子育て支援に関する情報を提供する

こと。

カ 訪問結果については、あらかじめ市町村で定めた書式に基づき、市町村の担当部署に報告すること。

④ 研修（講習）

必要な研修（講習）については、各地域の実情に応じて実施するものとし、実施に当たっては、③の留意事項を踏まえるとともに、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）などを組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。

⑤ ケース対応会議

訪問により支援が必要な家庭に対しては、必要に応じて、個別ケースごとに具体的なサービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ育児支援家庭訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけることとする。

⑥ 新生児訪問指導等との関係

既に、母子保健法に基づく新生児訪問指導や独自の訪問活動を実施している市町村において、これらの訪問指導等を活用して本事業の実施を検討する場合、本事業の②の内容を満たす場合は、本事業として取り扱って差し支えないこと。

⑦ 実施計画

本事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することを目的としているが、事業を開始した年度内にこうした目的を達成できる体制整備が困難な場合も想定されることから、段階的に実施することも認められるものとする。この場合にあっては、カバー率（対象家庭に対する訪問実績）100%に向けた実施計画を作成することとし、その計画期間は最長3年間（平成21年度まで）とする。

なお、作成に当たっては、既に実施している新生児訪問指導や独自の訪問活動の役割分担や活用策について検討し、実効的な計画とすること。

(2) 育児支援家庭訪問事業

① 事業内容

市町村の中核機関において、関係機関等からの情報収集等により把握した養育困難家庭で養育支援の必要性があると判断したのに対し、子育て経験者等による育児・家庭の援助又は保健師等による具体的な育児支援に関する技術的援助を訪問により実施する事業。

② 実施方法

ア 支援の対象

この事業の支援対象は、市町村長が養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような一般の子育て支援サービスを利用することが難しい養育困難家庭を対象とする。

(ア) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭、又は虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭

なお、妊娠期から継続的な支援を必要とする家庭も対象とする。

(イ) ひきこもり等家庭養育上の問題を抱える家庭や、児童が児童養護施設等を退

所又は里親委託終了後の家庭復帰等のため、自立に向けたアフターケアが必要な家庭

- (ウ) 児童の心身の発達が正常範囲にはなく、又は出生の状況等から心身の正常な発達に関して諸問題を有しており、将来、精神・運動・発達面等において障害を招来するおそれのある児童のいる家庭

イ 支援内容

- (ア) 家庭内での育児に関する具体的な援助
 - a 産褥期の母子に対する育児支援や簡単な家事等の援助
 - b 未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導
 - c 養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導
 - d 若年の養育者に対する育児相談・指導
 - e 児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援
- (イ) 発達相談・訓練指導
家庭における指導が必要な場合には、理学療法士等を派遣して、家庭の状況等に即した発達指導を行う。

ウ 支援の対象者、支援内容の決定方法

この事業の中核となる機関（中核機関）を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があるとと思われる家庭に関する情報の収集を行う。

中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。

エ 訪問支援の実施者

訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。

- (ア) 養育支援の必要の可能性があるとと思われる家庭に対する育児、家事の援助については、子育てOB（経験者）、ヘルパー等が実施する。
- (イ) 産後うつ病、育てにくい子ども等複雑な問題を背景に抱えている家庭に対する具体的な育児支援に関する技術指導については、保健師、助産師、保育士、児童指導員等が実施する。

(3) ファミリー・サポート・センター事業

① 事業内容

ア ファミリー・サポート・センター事業は、市町村が、ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。）を設立して行う以下に掲げる事業。（ただし、以下の(ア)～(ウ)全ての事業を実施し、会員数100人相当以上のファミリー・サポート・センターを対象とする。）

- (ア) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- (イ) 相互援助活動の調整等
- (ウ) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催

- (I) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
 - (オ) 子育て支援関連施設・事業（乳児院、保育所、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業、児童館等）との連絡調整
- イ 相互援助活動は、
- (ア) 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり
 - (イ) 保育施設までの送迎
 - (ウ) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
 - (エ) 学校の放課後の子どもの預かり
 - (オ) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
 - (カ) 買い物等外出の際の子どもの預かり
- 等の活動とする。
- ② ファミリー・サポート・センターの設置について
- ア 本部の設置について
各市町村1か所設置できること。
- イ 支部の設置について
政令指定都市については区ごとに1か所、本部のほかに支部を設置することができること。
ただし、合併した市町村において、合併前の旧市町村単位で支部を設置する場合については、事業の規模にかかわらず特例として支部を設置することができるものとする。
- ③ アドバイザーの配置について
ファミリー・サポート・センターには、アドバイザー（相互援助活動の調整等の事務を行う者をいう。以下同じ。）を配置すること。
また、ファミリー・サポート・センターの事業規模に応じて、会員の中からサブ・リーダーを配置することも差し支えないこと。
- ④ ファミリー・サポート・センターの運営について
- ア 会則の制定
市町村は、あらかじめ相互援助事業の実施に必要な事項を規定したファミリー・サポート・センターの会則を制定すること。
- イ アドバイザー及びサブ・リーダーの業務
- (ア) アドバイザーの業務は、次のとおりであること。
 - a ファミリー・サポート・センターの事業内容の周知、啓発
 - b 会員の募集、登録
 - c 会員の統括
 - d サブ・リーダーの選任
 - e サブ・リーダーの育成指導
 - f 会員の相互援助の調整
 - g 会員に対する講習会及び会員の交流会の実施
 - h 会員間のトラブルへの助言
 - i 他のセンター、支部、子育て関連施設・事業等との連絡調整
 - j ファミリー・サポート・センターの経理事務等の業務運営

- (イ) サブ・リーダーの業務は、次のとおりであること。
- a グループ会員の統括
 - b グループ会員の募集
 - c アドバイザーとの連絡調整
 - d グループ会員との連絡調整
 - e アドバイザーの指示を受け、会員の相互援助の調整
 - f 各グループのサブ・リーダーとの連絡調整

ウ 会員の登録

会員の登録に関しては、1年ごとに更新・整理することが望ましいこと。

エ 会員間で行う相互援助活動

会員間で行う相互援助活動は、子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者との請負又は準委任契約に基づくものであること。

オ 保険の加入

会員が行う相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険に加入するものとする。

カ 子どもの預かりの場所

子どもを預かる場所は、原則として援助を提供する会員の自宅とすること。

ただし、子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者との間で合意がある場合は、この限りでないこと。

キ 複数預かりの実施

相互援助活動の実施に当たっては、子どもの預かり等の援助を行いたい者は1人又は複数の援助を受けたい者の子どもを預かることができること。

なお、小学校就学の始期に達するまでの子どもを預かる場合には、原則として5人以下とし、6人以上を預かる場合には児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に定める届け出を行わなければならない。

ク 援助活動に対する報酬

援助活動に対する報酬は、原則としてその会員相互間で決定するものであるが、報酬の目安として制度の趣旨、地域の実情等を反映した適正と認められる額を会則等で定めることができるものとする。

(4) 子育て短期支援事業

① 事業の種類及び内容

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設（以下「実施施設」という。）において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業。

ア 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

(7) 事業内容

市町村は、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合

や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行うものとする。

(イ) 対象者

この事業において対象となる者は、次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等とする。

- a 児童の保護者の疾病
- b 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由
- c 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- d 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- e 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

(ウ) 利用期間

養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、市町村が必要があると認められた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

イ 夜間養護等（トワイライト）事業

(ア) 事業内容

市町村は、保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。

(イ) 対象者

この事業において対象となる者は、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童とする。

② 実施場所

この事業は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施するものとする。

③ 実施方法

ア 児童等の近隣に実施施設がないこと等により必要な養育・保護を行うことが困難である場合には、実施施設は、あらかじめ登録している保育士、里親等（市町村が適当と認めた者。以下「里親等」という。）に委託することができるものとする。

イ 実施施設において、保育士、里親等に委託する場合には、委託された者の居宅において又は当該児童の居宅に派遣して養育・保護を行うものとする。

ウ 実施施設は、児童の養育に経験を有する保育士、里親等を複数登録しておくこと。

エ 夜間養護等（トワイライト）事業の実施施設は、児童等の安全性の確保等のため、保育所や学校、居宅等への児童の送迎に努めること。

(5) 延長保育促進事業

① 事業の種類及び内容

就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、児童福祉法第39条に規定する、市町村以外の者の設置する保育所（以下「民間保育所」

という。)の開所時間を超えた保育を行う事業。

ア 延長保育推進事業

イの事業を実施する民間保育所における保育士配置の充実を図ることにより、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を図るもの。

イ 延長保育事業

民間保育所の11時間の開所時間の前後の時間において、さらに30分以上の延長保育を実施するもの。

② 実施方法

ア 延長時間の定義

延長時間の定義は次のとおりとすること。

なお、同一保育所又は送迎保育ステーションにおいて開所時間の前及び後ろで延長保育を実施する場合は、前後の延長保育時間及び対象児童数を合算することはせず、前及び後ろそれぞれで延長時間を定めること。

なお、

- (ア) 1時間延長とは、開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の1日当たり平均対象児童数が6人以上いることをいう。
- (イ) 2時間延長とは、開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が3人以上いることをいう。
- (ウ) 3時間以上の延長については、(イ)と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が3人以上いることとする。
- (エ) 30分延長とは、上記(ア)～(ウ)に該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が1人以上いることをいう。

なお、(エ)を除き、複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分となること。

また、平均対象児童数とは、年間の上記の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数とすること。

イ 対象児童

実際に延長保育を利用した保育所入所児童とする。

なお、事業に支障のない範囲内で市町村が適当と認めた児童を対象とできること。

ウ 給食等

対象児童に対し、適宜、間食又は給食等を提供すること。

③ 実施場所

事業の実施場所に当たっては、保育所の他、公共的施設の空き部屋など適切に事業が実施できる場所を確保すること。

④ 職員配置

①のアの事業を実施するに当たっては、11時間の開所時間内に児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項及びその他の補助金等

の配置基準に規定する保育士のほか、保育士を1名以上加配すること。

また、①のイの事業を実施するに当たっては、延長時間帯に、対象児童数の多さ等に応じて常時2名以上の保育士を配置すること。

⑤ 保護者負担額

①のイの事業を実施するに当たっては、あらかじめ保護者負担額を設定すること。

(6) 病児・病後児保育事業

① 事業の内容等

ア 子どもが病気の際には、子どもの看護が必要となるが、就労している保護者の場合、職務上等の都合により、休暇制度を活用することが困難な場合も考えられることから、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的として以下の事業を実施する。

(7) 現に保育所に通所中等の児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を保育所、病院等に付設された専用スペース又は派遣された看護師等が児童の自宅等において一時的に預かる事業（以下「病後児保育」という。）。

(イ) 現に保育所に通所中等の児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面症状の急変が認められない場合において、当該児童を保育所、病院等に付設された専用スペース又は派遣された看護師等が児童の自宅等において一時的に預かる事業（以下「病児保育」という。）。

(ウ) 保護者の傷病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童の自宅に保育士等を派遣して保育を行う事業（以下「派遣型一時保育」という。）。

イ 対象児童

(7) 病後児保育

保育所に通所中等の児童であって、病気の回復期であることから、集団保育が困難な児童で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた者とする事。

(イ) 病児保育

保育所に通所中等の児童であって、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難な児童で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた者とする事。

(ウ) 派遣型一時保育

保護者の傷病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要な児童であって、市町村が必要と認めた者とする事。

② 実施方法等

ア 市町村長は、病後児保育及び病児保育を必要とする児童に対し適切な処遇が確保される施設（以下「実施施設」という。）において本事業を実施する他、看護師及び保育士等を派遣（以下「派遣方式」という。）して本事業を実施すること。

イ 市町村長は、地域医師会に対し本事業への協力要請を行うとともに、実施施設に対し、次の事項について地域医師会と協議の上、医療の連携体制を十分に整え

るよう指導すること。

(7) 実施施設においては、緊急時に当該児童を受け入れてもらうための医療機関（以下「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し連携すること。

(4) 医療機関以外の実施施設及び派遣方式で病児保育を実施する場合は、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止の徹底を図るため、日常の医療面での指導、助言を行う医師（以下「指導医」という。）をあらかじめ選定すること。

ウ 実施施設及び派遣方式における業務の内容

(7) 実施施設が児童を受け入れる場合は、当該施設の医師、指導医又は協力医療機関等により、病後児保育・病児保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。

特に、医療機関以外の実施施設及び派遣方式で病児保育を実施する場合は、当該実施施設及び派遣方式実施施設において、保護者が病児の症状、処方内容等を記載した連絡票（病児を診察した医師が入院の必要性はない旨を署名したもの）により病児の病態を確認し、保護者と協議の上、受け入れの決定を行うこと。

(4) 体温の管理等その健康状態を的確に把握するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、他の児童への感染の防止に配慮すること。

エ 利用期間

集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間の範囲内とすること。なお、病児保育を実施する場合の保育時間は、児童の健康管理の観点から通常の保育時間を超えてはならないこと。

③ 実施場所

ア 実施場所の指定

実施施設は、あらかじめ市町村が指定した保育所等の厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の児童福祉施設（以下「保育所等」という。）又は病院若しくは診療所に付設された施設あるいは本事業のための専用施設であって、市町村が適当と認めたものとする。

なお、病児保育を実施する保育所等の場合には、②イ及び④アの基準を満たすこと。

イ 利用定員

実施施設の利用定員は、児童2人以上とすること。ただし、病児保育を実施する保育所等にあつては、病後児も含めて利用定員を児童4人以上とすること。

ウ 指定基準

(7) 保育室の面積は、原則として利用定員1人当たり1.98㎡以上とし、1室8.0㎡を下廻らないこと。

(4) 観察室又は安静室は、児童の静養又は隔離を持つ部屋であつて、原則として利用定員1人当たり1.65㎡以上とすること。

(ウ) 調理室及び調乳室を有すること。また、専用の調乳室が設けられない場合においては、調理室の一部を調乳室として区画すること。

(イ) 実施場所は、事故防止及び衛生面に配慮されている等児童の養育に適した場所とすること。

④ 職員配置

ア 利用定員2名に対し職員1名の配置を基本とすること。病後児保育・病児保育を専門に担当する職員として、看護師等（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ。）を配置し、利用定員に応じて保育士等を配置すること。ただし、病児保育を実施する保育所等については、職員を2名以上配置すること。

なお、病児保育において、病気の回復期の児童を受け入れることは差し支えないが、その場合においても、職員の配置基準は変更しないものとする。

イ 派遣方式においては、看護師等及び保育士等を市町村又は事業の委託機関に複数登録することとし、看護師等又は保育士等1名が担当する児童等は原則として1名とすること。

⑤ 保護者負担額

事業を実施するに当たって、あらかじめ保護者負担額を設定すること。

2 交付要綱の3の(2)その他の事業のうち、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、別表（評価に対する基準点数表）の評価2に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。

(1) へき地保育の推進

① 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、開拓地、離島等のへき地における保育を要する児童に対し、必要な保護を行ない、もってこれらの児童の福祉の増進を図ることを目的とすること。

② 実施要件

ア へき地保育所の定義

児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域に設置される児童を保育するための施設であって、市町村長が②のウ～エの基準に適合すると認め指定したものをいう。

イ 入所決定

へき地保育所への入所の決定は、市町村長がその地域内における保育を要する児童又は、特に必要があるときはその他の児童につき、行なうものとする。

ウ 設置基準

(7) 設置主体

へき地保育所の設置主体は、市町村とする。

(1) 設置場所

へき地保育所を設置する場所は、次のいずれかでなければならない。

a へき地教育振興法(昭和29年法律第143号)第5条の2の規定によるへき地手当(以下「へき地手当」という。)の支給の指定を受けているへき地学校の通学区域内であること。

b 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第13条の2第1項又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定による特地勤務手当(以下「特地勤務手当」という。)の支給の指定を受けてい

る国又は地方公共団体の公官署の4キロメートル以内にあること。

c へき地手当又は特地勤務手当の支給の指定を受けることとなる地域内にあること。

d aからcまでのいずれかに準ずるものとして市町村長が認める地域内にあること。

エ 設備及び運営の基準

へき地保育所の設備及び運営については、次に掲げる基準によるもののほか、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)の精神を尊重して行なうものとする。

(7) 1日当たり平均入所児童数が10人以上いること。

ただし、10人を下回っても、2年間は経過的に対象となること。

なお、1日当たり平均入所児童数とは、年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数とすること。

(イ) 公民館、学校、集会所、共同作業所、婦人ホーム、寺院等の既設建物の一部を用いてへき地保育所を設置する場合には、その設備をそのへき地保育所のために常時使用することができるものでなければならないこと。

(ウ) 保育室、便所及び屋外遊戯場(その附近にあるこれにかわるべき場を含む。)その他必要な設備を設け、それらの規模は適正な保育ができるように定めること。

(I) 必要な医療器具、医薬品、ほう帯材料等を備えるほか、必要に応じて楽器、黒板、机、椅子、積木、絵本、砂場、すべり台、ぶらんこ等を備えること。

(オ) 保育士を2人以上置くこと。

ただし、所定の資格を有する者がいない等やむを得ない事情があるときは、うち1人に限り児童の保育に熱意を有し、かつ、心身ともに健全な者をもってこれに代えることができること。

(カ) 保育時間、保育の内容、保護者との連絡方法等については入所児童が健やかに育成されるようその地方の実情に応じて定めること。

(2) 家庭支援推進保育の推進

① 趣 旨

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図ることを目的とする。

② 実施要件

本事業の対象となる保育所は、次のア～エの要件を満たすものであること。

ア 対象児童

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる保育所入所児童。

イ 受入れ状況

②のアに該当する児童が入所児童の40%以上であること。

なお、②のアに該当する児童であるかについては、市町村が児童の状況や家庭環境について保育所長等の意見を参考としながら、総合的な観点から判断すること。

ウ 保育士の配置

対象保育所に対し、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する職員のほか家庭支援推進保育事業の実施のために必要な保育士を配置すること。

エ 実施内容

②のウにより配置された保育士は、②のアに該当する児童に対する指導計画を作成し、計画的に保育に当たるとともに、定期的に家庭訪問をするなど家庭に対する指導を行うこと。

(3) 子育てパパ応援事業

① 事業内容等

市町村が主体となり、地域ぐるみで父親の育児参加を推進するため、以下のア、イの事業を実施した場合にソフト交付金のポイント算定の対象とする。

ア 父親の子育て支援活動を推進する取組（(ア)及び(イ)を実施）

(ア) 父親支援のための子育て支援者等の養成

父親支援のための子育て支援者を養成するための講座や研修等を月1回以上実施する。

(イ) 父親が主体となった子育て支援活動への支援

養成した人材の活用や関係機関、関係団体等との連携を図りながら、父親サークルの育成、父親のための子育てサロン、父親学級、プレパパ講座等を月1回以上実施する。

イ 父親の育児参加や子育て支援に関する普及啓発事業（(ア)又は(イ)を実施（両方実施も可）

(ア) 地域における父親の子育て支援を推進する内容をテーマとしたシンポジウム、フォーラム等の実施

- ・複数市町村での共催による実施も対象とする。
- ・開催に当たっては、商工会等と連携し、企業の経営者や人事労務担当者等の参加を促すなどすることが望ましい。

(イ) 広報媒体（ポスター、パンフレット、リーフレット等）の作成・配布

ポスター、パンフレット等の作成・配布により、父親の育児参加の推進等について普及啓発を実施

② 留意事項

ア 事業趣旨が父親主体となったものであること。（したがって、子育て家庭や父親も対象となり得る事業は原則として対象とならない。）

イ ①のア及びイを実施する場合であっても、1市町村あたり6ポイントを上限として交付する。

ウ 市町村においては、年度当初において、取組の具体的内容、実施規模、回数、対象人数等について、事業計画を作成するものとする。

- 3 交付要綱の3の(2)その他の事業については、次に掲げる要件を備える事業計画である場合は評価をし、別表(評価に対する基準点数表)の評価3に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。ただし、市及び福祉事務所を設置する町村において、平成19年度中に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)が設置されていない場合には、次に掲げる要件を備える事業に要するすべての経費について、交付の対象としない。
- (1) 地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供等を行うための取組が事業計画に記載されている。
- (2) 以下に掲げる8つの取組のうち4つ以上取り組む場合には、基準点数表の評価3に定める基準点数を1.5倍の範囲で加算する。
- ① 安心して子どもを生み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供
子育てや子育て支援に関する各種のフォーラム、ワークショップの開催や子ども参加型のイベントを実施し、子どもと大人が交流し会える機会の提供などにより、子どもを生み、育てることを社会全体で応援する意識の醸成を図る取組
 - ② 老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進
地域の高齢者や子育て中の男性、中・高校生などを含め、老若男女の地域住民が子育て支援活動に主体的に関われるようにし、多世代の交流を促進するため、保育所、児童館、自治会等で地域に開かれた各種子育てに関わる行事等を開催するなどの取組
 - ③ 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)の設置・運営
地域における保健・医療・福祉の行政機関、教育委員会、警察、弁護士、ボランティア団体等の関係機関等から構成する要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)を設置し、定期的な連絡検討会議等の開催など関係機関が連携しながら、地域における児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応及び保護・支援・アフターケアを図るための連携した活動を実施する取組
 - ④ 子どもたち本人からの電話相談等への対応
児童虐待やいじめ等で思い悩む子ども達に対し、NPO法人等の民間団体と連携し、子どもたち本人からの電話相談等への対応を行う取組
 - ⑤ 食育の推進
子どもの健やかな食習慣を培い、豊かな人間性を育むため、食育推進連絡会を設置するなど保健センター、保育所、学校等関係機関の連携による取組
 - ⑥ 家庭内等における子どもの事故防止対策の推進
乳幼児が家庭の浴槽で溺死する事故なども多いことから、家庭内における子どもの事故防止のための取組
 - ⑦ 思春期保健対策等の推進
住民に身近な市町村において、地域の実情に応じた妊娠、出産、育児、母子の栄養、思春期等に関する各種母子保健事業を効果的・効率的に実施することにより、地域ぐるみで、健やかに子どもを生み育てるための施策を自主的に進めることを目的とした取組
 - ⑧ 子育てバリアフリーマップの取組

市町村と地域住民が協働して、乳幼児とその親が外出する際の遊び場、授乳コーナー及び一時預かりの実施場所等を示したマップを作成し、子育て家庭に配布する取組

評価に対する基準点数表

【特定事業】

		基準点数
評価 1		
○生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)		
支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施している市町村		
(1) ①ケース対応会議の開催 ②育児支援家庭訪問事業のうち、以下に掲げる援助 ○育児・家事の援助 ○育児支援に関する技術的援助	$\left(\begin{array}{l} \text{生後4か月までの全戸訪問事業による家庭訪問数} \\ - \\ \left(\begin{array}{l} \text{全戸訪問事業の対象となる全家庭数} \\ \times 20\% \end{array} \right) \end{array} \right)$	0.04 ポイント
(2) (1)以外の市町村	$\left(\begin{array}{l} \text{生後4か月までの全戸訪問事業による家庭訪問数} \\ - \\ \left(\begin{array}{l} \text{全戸訪問事業の対象となる全家庭数} \\ \times 20\% \end{array} \right) \end{array} \right)$	0.03 ポイント
○育児支援家庭訪問事業		
① 育児・家事の援助	0.03ポイント	} 1訪問あたり
② 育児支援に関する技術的援助	0.04ポイント	
③ 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援	0.05ポイント	
○ファミリー・サポート・センター事業		
① 会員数		
・ 100人相当～299人	10.0ポイント	} 1市町村あたり
・ 300人～ 599人	14.0ポイント	
・ 600人～ 999人	20.0ポイント	
・1,000人～1,499人	40.0ポイント	
・1,500人～1,999人	60.0ポイント	
・2,000人～2,999人	80.0ポイント	
・3,000人以上	100.0ポイント	
② 支部の設置箇所数		
・10か所以上	50.0ポイント	} 1支部あたり
・10か所未満	5.0ポイント	
③ 複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く。)	5.0ポイント	(加算)
○子育て短期支援事業		
① ショートステイ事業の実施		
・2歳未満児、慢性疾患児	4.30ポイント	} 100人日あたり
・2歳以上児	2.35ポイント	
・緊急一時保護	0.60ポイント	
② トワイライトステイ事業の実施		
・基本分	0.45ポイント	} 1か所あたり
・宿泊分	0.45ポイント	
・休日デイサービス	1.00ポイント	
・児童の送迎の実施	0.30ポイント	
○延長保育促進事業		
① 延長時間		
・30分	1.5ポイント	} 1事業あたり
・1時間	7.0ポイント	
・2～3時間	11.0ポイント	
・4～5時間	23.0ポイント	
・6時間以上	27.0ポイント	
② 基本分	23.0ポイント	(加算)
○病児・病後児保育事業		
① 施設類型別		
・A型(受け入れ児童定員 4人以上)	32.0ポイント	} 1か所あたり
・B型(" " 2人以上)	21.0ポイント	
・C型(常時職員を置かない)	6.3ポイント	
② 派遣型	6.3ポイント	1事業あたり
③ 病児保育加算(病児保育実施)	5.0ポイント	(加算)

	基準点数
評価 2	
○へき地保育所	20.0ポイント 1か所あたり
○家庭支援推進保育事業	19.0ポイント 1事業あたり
○子育てパパ応援事業	
① 父親の子育て活動を推進する取組	4.0ポイント 1事業あたり
② 父親の育児参加や子育て支援に関する普及啓発事業	3.0ポイント 1事業あたり
ただし、①②両方実施する場合には、合計で6ポイントとする。	
評価 3	
●その他、創意工夫のある取組について	
児童人口3,000人未満	3 ポイント
児童人口3,000人以上～1万人未満	$\frac{\text{当該児童人口}}{1,000}$ ポイント
児童人口 1万人以上	$10P + \frac{\text{当該児童人口} - 10,000}{1,500}$ ポイント
※ただし、100ポイントを上限とする。	

「交付金算定の評価基準」の3の(2)に掲げる8事業のうち4事業以上を実施する場合は、概ね1.5倍の範囲で加算